

議案第 45 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町証明等手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決第5号

専 決 処 分 書

里庄町証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月28日

里庄町長 加藤 泰久



理 由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

この条例は令和3年9月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年7月 日公布  
里庄町条例第 号

里庄町証明等手数料条例の一部を改正する条例

里庄町証明等手数料条例(平成12年里庄町条例第13号)の一部を次のように改正する。  
第2条第21号を次のように改める。

(21) 削除

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。